## 第3回 三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会 事項書

平成23年11月8日(火)

13:00~

議事堂2階 201委員会室

- 1 第2回検討会の概要について
- 2 条例項目の検討について
- 3 その他

## 添付書類

資料 1 三重県における歯・口腔の健康に係る現状と課題

資料 2 埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例

資料 3 条例枠組案

資料4 各都道府県の歯の健康に関する条例一覧

資料 5 各都道府県の歯の健康に関する条例における目的及び

理念一覧

## 三重県における歯・口腔の健康に係る現状と課題

○現状、●課題

実施主体	乳幼児期	学齢期	成人期	高齢期	障がい者	その他(妊産婦、全般)
全体	●ネグレクト(育児放棄)の可能性	●12 歳児 DMF 指数の悪化、12 歳児の一人平均の虫歯の数も悪化(他県が改善し相対的に悪化) ●地域差が大きい(県南部が悪い) 部科学省と所管が変わり、歯科保健について施	●17歳のう歯はワースト2位 ●歯周病疾患者の増加(糖尿 病、心疾患、脳血管疾患の悪 化につながる) ●成人後直に検診しないと 8020の目標達成は困難		<ul><li>○障がい者が受診できる歯科センターは 四日市と津の2箇所</li><li>(●通院に時間がかかるほか、受診予約が1ヶ月待ち状態)</li><li>●受入可能な診療所情報の不足</li></ul>	●1歳半検診まで検診がなく、妊産婦 に歯科保健の知識習得が必要
市町	<ul><li>○乳幼児歯科検診(保健センター、保育園、幼稚園)</li><li>●フッ化物洗口の推進(11 市町のみ)</li><li>●児童虐待の早期発見</li><li>●食育の推進</li></ul>	○小学校・中学校でのフッ化物洗口の未実施(場所と時間が課題)※幼稚園・保育園は実施済み ●フッ化物洗口の正しい知識共有(認識の不一致) ●ブラッシングの未実施 ●生活習慣全般の教育の必要性	●歯周疾患検診の受診が少ない(県全体で3,000人未満)	<ul><li>○介護予防サービスの中で口腔機能向上ケアが 平成18年に開始(●口腔ケアの利用は少ない)</li><li>●高齢者施設における口腔機能向上の重要性へ の理解</li><li>●包括支援センターで歯科関係者の配備は少ない</li></ul>	(みえ歯―トラ	●歯科衛生士は8市町に11名 ○母子保健の中での歯科保健指導 ○妊産婦歯科検診(6市町) ○妊産婦歯科指導・相談(13市町)
県	<ul><li>○児童相談所一時保護所での歯科検診</li><li>●噛むことを通した食育支援</li></ul>	<ul><li>○学校保健会を通じた情報提供</li><li>○学校歯科保健先進地視察研修の実施</li><li>○児童相談所、一時保護所での歯科検診</li><li>●学校との連携充実の必要性</li></ul>	<ul><li>○歯周病と全身疾患との関連研修会</li><li>○成人歯科検診専門委員会</li><li>●現状の把握が困難</li></ul>	<ul><li>○歯科医療識者や介護関係者の研修</li><li>○在宅歯科診療設備整備の補助</li><li>●医科、介護との連携した体制整備、人材育成</li></ul>	○障がい者施設での研修、歯科 保健指導 ●地域医療機関での障がい者 の受入体制整備	○ヘルシーピープルみえの策定 ○県内の歯科保健状況の情報提供 ○8020 推進員の研修 ○歯科衛生士の育成 など
歯科 医師会	<ul><li>○児童相談所、一時保護所での歯科検診を実施</li><li>●児童虐待の早期発見</li><li>●食育の推進</li></ul>	<ul><li>○学校歯科医としての活動</li><li>●児童虐待予防への理解深化</li><li>●虫歯による児童虐待への理解</li></ul>	○大企業の従業員や家族の 歯科診断を受託(労働安全衛 生法)		●地域医療機関での障がい者の受入体制整備 ○障がい者歯科センターの設置 (津、四日市) ●歯科医療従事者の知識不足	<ul><li>○口腔保健センターを設置</li><li>(S63~、障がい者の歯科、人材育成)</li><li>○東海4県の歯科医師会で大災害時の応援協力体制を申合せ</li></ul>
地域	●食育の推進		地域 8020 運動推進協議会(鈴牌	톤、津、松阪、南勢志摩、尾鷲、紀南、伊賀)		
事業所			●産業歯科保健による職域検 査が少ない(特に中小企業や 自営業)			

## 各委員から出された意見、参考人の説明等(例)

## 条例制定の目的

- ・特に課題となっている成人期以降における歯と口腔の健康維持を後押しする。(中井 副会長)
- ・平成23年8月に法律ができ、各県の実情に応じた推進を図る上で機が熟した段階にある。(中井副会長)
- ・今まで取り組めていない、あるいは難しいところを条例制定によって補うか、後押 しできればよい。(稲垣委員)
- ・法律は理念であり、具体的な取組は県となっている意味において、条例制定は 時機を得たタイミングである。(中嶋委員)

## 基本理念

- ・県民全ての方に格差(地域、年齢、立場等)のない歯と口腔の健康づくりを推進する必要がある。(中井副会長)
- ・う蝕をなくすことと歯周病対策が基本となる。(田中委員)
- ・それぞれのライフステージに適した取り組みが基本にある。(中嶋委員)
- ・障がい者、妊産婦、要介護者、被虐待児といった方々に対する取組をしっかりやっていく必要がある。(中嶋委員)
- ・地域の特性に応じた取組も三重県として考えていく必要がある。(中嶋委員)
- ・大災害発生時にも対応した健康づくりが必要である。(中嶋委員)

## 基本的施策

※現在実施している施策との整合性が必要である。(中嶋委員)

- 口基本方針•計画
- 口各種支援施策
- ・フッ化物洗口など今までの取組が不十分であったものを伸ばしやすくする 環境づくりを条例に取り入れていく必要がある。(今井委員)
- ・フッ化物の啓発が必要である。(稲垣委員)
- ・法25条規定の口腔保健支援センターの具体的な検討が必要である。(中嶋 委員)
- ・フッ化物洗口が重要になってくる。(今井委員)
- ・妊婦への取組みが欠けていたのではないか。(稲垣委員)
- ・歯科衛生士や歯科技工士との協力が重要である。(中嶋委員)
- ・8020 運動の推進の必要がある。(杉本副座長)

### □啓発推進

- ・月間、11/8をいい歯の日としてはどうか。(中井副会長)
- ロネットワークづくり
- ・三重県の数値を見ると現場でどういう具体的なの取り組みがされているかが課題である。(稲垣委員)
- 口人材育成
- ・歯科医師のほか歯科衛生士、歯科技工士などの専門職の育成が重要である。

## 各主体の役割

#### □事業者

・事業者や保険者の役割を明確に載せていくことも必要である。(今井委員)

・二次災害の予防や死亡時の確認が 必要となる。(中嶋委員)

その他

# □災害時への対応

# 条 例

科 口 0) 推 進 12 関する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 埼玉県条例第五十二号

埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例

(目的)

を定め、 五号。 施策の基本となる事項を定めること等により、 る口 割の重要性に鑑 確保に寄与することを目的とする。 を総合的かつ計画的に推進し、 腔の健康の保持 この条例 第六条第二項にお 及び県の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する み、 ( 以 下 歯科口腔保健 V 0 健 て 「歯科口腔保健」という。 康づ 「法」という。 る 0 て県民の生涯にわたる健康で質の高 推進に関する法律(平成二十三年法律第九十 ŋ が ,県民  $\mathcal{O}$ 健康の 歯科口腔保健の に基づき、 <u>\_</u> 維持及び増進等に の推進に関し、 歯科疾患の予防等によ 推進に関する施策 にい生活 基本理念 果たす役

(基本理念)

第二条 なければならない。 歯科口腔保健  $\mathcal{O}$ 推 進 に関する施策は、 次に掲げる事項を基本として 行 われ

うとともに、 県民が、 生涯にわたって日常生活におい 歯科疾患を早期に発見し、 早期に治療を受けることを促進するこ て歯科疾患の予防 仁 向け た取組 を行

- 推進すること。 及び歯科疾患の 乳幼児期 か ら高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその 特性に応じて、 適切かつ効果的 12 口 腔 の健康を確保することを 機 能 0) 状 熊
- を推進すること。 連携を図り 保健、 医療、 うつつ、 つつ、 社会福祉、 その関係者の協力を得て、 労働衛生、 教育そ 総合的 0) 他  $\mathcal{O}$ カゝ 関 連分野 つ計 画的 に に歯科 お け る施 腔保 0

(県の責務)

第三条 の推 進に 県は、 関する施策を策定し、 前条の基本理 念に 及び実施する責務を有する。 0) 9 とり、 国 と の 連携を図り 歯科 Д 腔

2 は、 技工士その  $\Box$ 他の 腔保健の 歯科医 推進に当た 療又は保健指導 1 て は に係る業務に従事する者 山 町 村並 び に 歯科 医師、 (以下 科衛生士、 「歯科

医療  $\mathcal{O}$ 保健等業務従事者等」 等業務従事者」という。 関 分野 に関 する業務に とい ئ 並 従事する者及びこれらの  $\overline{\phantom{a}}$ びに保健、 との 連携及び協力に 医療、 社会福祉 一努め 業務 るも を 行  $\mathcal{O}$ とする う機 教育そ (以下

3 ľ 進を図るため、 県は、 医 町村、 情報の 険者その他のものが行う歯 事業者(他人を使用して事業を行う者をいう。 提供、助言その他の必要な支援を行うも 科口腔保健に関する取組  $\mathcal{O}$ 次条にお する。 0 効果的 W て 同

(歯科医療等業務従事者等の責務)

第 四 に関し 也 て講ずる施策に協力するよう努めるも に資するよう、適切にその業務を行うとともに、 歯科医療等業務従事者 は、 歯科 腔 保  $\mathcal{O}$ 健 とする。 (歯 0 県 能 が  $\mathcal{O}$ 歯 回 科 復 口 K 腔保 ょ るも 健  $\mathcal{O}$ 

- 2 る 保健 よう努めるものとする。 等業務従 事者等は、 県が歯科口腔保健の推進に 翼 l て講ずる 施 策 に 協 力 中
- 3 する取組を推進するよう努めるもの 康診断を含む。 事 業者 は 県内 以下  $\mathcal{O}$ 事業所 同じ。 で雇用する従業員 保健指導 とする  $\mathcal{O}$ 0) 숲  $\mathcal{O}$ 歯 確保 科 に そ 係 る  $\mathcal{O}$ 検診 他  $\mathcal{O}$ 歯 **(健** 科 康診 П 腔 保 査 及 健 び
- 4他の歯科 医療保 険者は 腔保 健 県内 に関する取組を推進するよう努めるも の被保険者の 歯科に 條 る検診、 保  $\mathcal{O}$ 健 指導 す  $\mathcal{O}$ 会 確 保
- 5 とする。 腔保健 医  $\mathcal{O}$ 療等業務 推 進に当たって 従事 者、 は、 保健等業務従事者等、 互い に緊密な連携及び協 事業者 及 力を図るよう努め び 医 療 保 険 者 は もの

(県民の責務)

五条 活に 努めるも お 診を受け V 県民は、 のとする。 て自ら歯科 及 び 歯科 必 疾 Д 要に 患 腔保  $\mathcal{O}$ 応じて 予防に 健 に する 向 健 け 指 正 た 導 取 を受けることに 組 V١ を行うとともに、 知識 を 持 ち、 ţ 生涯に ŋ 定 歯 期 わ 科 的 2 7 Ħ

(基本的事項の策定等)

第六条 2 事項を勘 画的 な実施 項  $\mathcal{O}$ 基本的事項 して、 は、  $\mathcal{O}$ ための 歯 科口腔保 次 に掲 は、 方針 法 げる事項に 目標、 第十二条の 健 の推 進に 計画 9 規定に基 そ 関 いて定めるものとする。 する施  $\mathcal{O}$ 0) 策に づき厚生労働大臣 基 本的 9 き、 事 項を定 それ  $\otimes$ る が定める基  $\mathcal{O}$ 総 合 的 本的 9

- 県民の歯科口腔保健の推進に関する目標
- 民 な ŀ١ 7 寸 П 腔保 知 科 健に 疾患 及 の予 U 関 する正 歯 科 防 K 向 0 け W た 知 取組 識 を に を行うことを 持 向 け 2 ととも 取 組 仁 促進 関 する普 す 涯 る 及啓 ため、 わ 7

科 口 関 する県 民 0) 意欲 を高 X) る た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 運 動  $\mathcal{O}$ そ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 12

- 兀 け ること等又は歯科医療を受けることができるようにするために必要 を促進する 受けること (以下 ること等又は 民 が ため、 期的 介護を必要とする高齢者その他の者であっ 歯科医療を受けることが困難な者が、 に この条において「定期的に歯科検診を受けること等」と 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その 歯 科に 係る検診を受けること及び必要に応じ 定期的 て定期的に歯科検診を受 に 歯科 他 て保 0) な施策 必要な施策 検診を受け 健指 う<sub>。</sub>
- 五  $\mathcal{O}$ 研究その 及ぼす影響に 促進の 県民 0)  $\Box$ め 腔 0) に 関する研究、 の健康に関する実態の定期的な調査、 必要な 腔 0) 健康に関する調査及び研究の推進並びにそ 歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する 口 腔 0 状態が 全  $\mathcal{O}$ 成果 身  $\mathcal{O}$ 健 O活 用
- 六 基 格差 幼児、 づく総合的 及び 児童及び生徒 個 人間格差 な歯科口 の是正を図るために必要な施策 のう蝕予防のためのフッ化 腔保健の推進並びにこれらの者 物応用を含め のう蝕 罹 た科学的 患 状 況 0) 根 拠 地 域
- 七 に必 そ カゝ Ø) カ> 他 り 要な施策 つけ  $\mathcal{O}$ 事由に の歯科医師等の機能を活用することにより、 よる歯の喪失を防止し、 生涯にわたり 口 う蝕、 腔 機能 を保持 歯 周 疾 するた 患、 外
- 妊娠期 か 促進 ら子育て期に に必 要な施策 おける母子の歯科  $\Box$ 腔 保健 の推進及び児童 虐 Ø 早
- 九 病対策並 歯科口腔 びに 保健の観点からの食育並 喫煙による影響対策  $\mathcal{O}$ びに糖尿病、 推 進に 必要な施策 脳卒中、 水 W そ 0 0 生 習
- の実施その する相談業務等の実施及び П 腔 保健に関する施策の推進を図 他の 支援を行う体 歯科医療等業務従事者等に 制の るため、 県民に対する 対 する 情 歯 報 0  $\Box$ 提 健 研
- に推進する 前各号に ため 掲げるも Z 必 要な事項  $\bigcirc$ のほか、 歯 科口 腔 保 健に 関 す る施策 を総合 的 か **つ** 画
- 3 村、 とする。 歯科医療等業務従事 は 項 0 基本的 者その 事 項を定め 他 のも るに  $\emptyset$  $\mathcal{O}$ 当た 意見を聴くために必要な措置を講 2  $\tau$ は、 あ 5 か じ め 民、 ず 市 る 町
- 5 は、 な VY 項  $\mathcal{O}$ 基本的 [事項を 定めたときは、 遅滞なく、 これを公表 しな け れ
- 5 第 項 **(**) 基 本的 事 П 項 腔 保健 に 9 に V١ 関 て 毎年 する 度評 施策の 価 進步 必 要に 況及 応じ見直 び社会状況 す の 変化を踏まえ、 0 とする

6 第三項及び第四項の規定は、 第一項の基本的事項の変更について準用する。

(財政上の措置等)

第七条 県は、歯科口腔保健に関する施策を推進するために必要な財政上の措置そ

の他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

# 条例の枠組案

	第1案	第2案	第3案
	目的	目的	目的
総則	定義		
	基本理念	基本理念	基本理念
	基本方針		
基	県の基本計画	県の基本計画	
基 本 的	県の施策	県の施策	基本的事項の策
施策	人材育成		定等
東	啓発週間		
	災害時の対応		
	県	県	県
各	県民	県民	県民
各 主 体	歯科関係者	歯科関係者	歯科関係者
の 役	市町	市町との連携協力	
割	教育関係者		
	事業者		
そ	財政措置	財政措置	財政措置
の	実態調査	実態調査	
他	推進組織		

## 各都道府県の歯の健康に関する条例 一覧

					Т	〇総則部	<i></i>		責務·役割	割					〇基本的	NE SK							〇組織
	議提 議案	条例	公布	条例番号	前文	目的	定義	基本理念	道県	市町村	歯科関係 者	道県民	その他	連携/協力	施策の基 本方針等		その他の 主体によ る計画	県の施策	啓発週間 /月間	財政その 他の措置	年次報告	その他諸々	県の審議会 の他の組
上海 道	0	11. No. W. 15															る計画	10市町村への支援、11効					
		北海道歯・口腔の健康づく り8020推進条例	H21.6.26	条例第62号		O1		O2	O3			O6·7	5教育保健医療福祉 関係者	4市町村との連携協力	O10	O8		果的な対策推進、12障害 者への支援	O13	O15	O16	14実態調査	
<u>青森県</u> 号手県																							
宮城県		宮城県歯と口腔の健康づ くり推進条例	H22.12.24	宮城県条例第74号		O1		O2	O3		O6	O5·8	7教育福祉関係者	4市町村への支援		O9		O10·13	O12	O14		11実態調査	
火田県 山形県																							
<b>富島県</b> 茨城県	0	茨城県歯と口腔の健康づ											6保健医療福祉教育										
		くり8020・6424推進条例	H22.9.28	茨城県条例第37号		O1		O2	O3		O5	O7·8	関係者	4市町村の連携協力		O9	10市町村	O11	O12	O14		13基礎調査	
5 木 県		栃木県民の歯及び口腔の 健康づくり推進条例	H22.12.21	栃木県条例第50号		O1		O2	O3		O6	O5·8	7保健医療福祉教育 関係者	4市町村との連携		O11		O12·13·14·15		O9	O10		
手馬 県 予玉 県		埼玉県歯科口腔保健の推	1100 10 10	块工具 冬 /B  竺 F o B		01		00	00		04	OF			06	O6		06		07			
- 葉 県		進に関する条例 千葉県歯・口腔の健康づく	H23,10,18	埼玉県条例第52号		O1		O2	O3		O4	O5	6教育保健医療福祉		O6	06		O6		O7			
京都		り推進条例	H22.3.26	条例第24号		O1		O2	O3		O5	O7·8	関係者	4市町村との連携協力		O9		O10		O11		12実態調査	
奈川県		神奈川県歯及び口腔の健 康づくり推進条例	H02 2 4	<b>油</b> 本川県 冬 周 笠 1 早		01	02	O3	OF		O6	O4	7教育医療保険関係	8県民への支援、9市町		O11		010		012		10字能理本	
鴻 県	0	原 フヘッ 推進来例	HZ3.3.4	神奈川県条例第1号		O1	O2	03	O5		06	04	5教育保健医療福祉	村との連携協力		OII		O10		O13		12実態調査	
山県		新潟県歯科保健推進条例	H20.7.22	新潟県条例第32号		O1		O2	O3	O4		O6	関係者			O8	9市町村	O10		O7		11実態調査	
川県																							
梨県													5保健医療福祉教育										
野県	0	長野県歯科保健推進条例	H22.10.21	条例第28条	0	O1		O2	O3			O6·7	関係者	4市町村との連携協力		O8		O9·10	O11	O13	O14	12実態調査	
阜県		岐阜県民の歯・口腔の健 康づくり条例	H22.3.30	条例第31号		O1		O2	O3		O7	O6·9	8教育福祉関係者	4市町村との連携、5市 町村への支援		O11		O10	O10 I ⑦	O13	O12		
岡県		静岡県民の歯や口の健康 づくり条例	H21 12 25	条例第75号		O1		O2	O3			O7	6保健医療福祉教育 関係者	4市町との連携協力、5 市町への支援		O10		O9		O8		○9Ⅲ実態調	11_8020推 会議
知県		ンバラボア	1121.12.20	7		01		02	00			07		174) 407 X 18		010		0,0		00		н.	五酰
賀県都府																							
阪府庫県		(※ 健康づくり推進条例)	H23.4.1	条例第14号	0													O12+13					
良 県 歌山県																							
取県根県	0	島根県歯と口腔の健康を																					
	0	守る8020推進条例 岡山県民の歯と口の健康	H22.3.2	島根県条例第2号	┢	O1		O2	O3			O4		5市町村等への助言		O6				O8		7実態調査	
山県		づくり条例	H23.3.16	岡山県条例第24号		O1	O2	O3	O4			O6	7保健等関係者	5市町村との連携等			12市町歯	O9	O11	O12		10実態調査	
島県	0	広島県歯と口腔の健康づ くり推進条例	H23.3.14	広島県条例第23号		O1		O2	O3		O7	O8	5教育関係者等 6事業者及び保険者	4市町との連携等		O11	科保健計画	O9	O13	O14		10実態調査	
日 県 島 県																							
川県媛県	0	愛媛県歯と口腔の健康づ						+					4保健医療教育社会										
		くり推進条例	H22.6.29	条例第43号	-	O1		O2	O3	-		O5·6·7	福祉関係者	11市町との協働		O8		O9·11	O12	O10	O13		10 #1 = 1
知県岡県		高知県歯と口の健康づくり 条例	H22.10.22	高知県条例第35号	0	O1		O2	O3	O4		O7·8	6保健医療教育福祉 関係者	5市町村との連携		O11		O10		O9	O13Ⅲ	12実態調査	13_歯と口( づくり推進
質 県		佐賀県笑顔とお口の健康											7教育保健福祉関係	4市町との連携協力、5									
		づくり推進条例	H22.6.30	佐賀県条例第27号	$\vdash$	O1	-	O2	O3	+	O6	O8-9	者		O11	O10		O12·13	O14	O16	O17	15実態調査	
崎県		長崎県歯・口腔の健康づく り推進条例	H21.12.25	長崎県条例第73号	_	O1		O2	O3	O4		O6·7	5教育保健医療福祉 関係者			O8	9市町村	O10·11	O12	O14		13実態調査	
本県		熊本県歯及び口腔の健康 づくり推進条例	H22.10.15	条例第47号		O1	O2	O3	O4		O7	O9·10	8保健医療教育福祉 食生活食育関係者	5市町村との連携、6市 町村等への支援		O11		O12·13		O16	O15	14実態調査	
分県				-									5保健、医療、福祉、										
「崎県		宮崎県歯・口腔の健康づく											者	4市町村との連携協力 等								13実施状況	
5児島県		り推進条例	H23.3.22	条例第21号		O1		O2	O3			O7	6事業者及び医療保	9市町村への支援		O8		O10	O11	O12		の公表	
縄県					1		ı		I						ı —		I			1	1		

# 各都道府県の歯の健康に関する条例における目的及び理念一覧

	条例	目的
01	北海道歯・口腔の健 康づくり8020推進条 例	第1条 この条例は、歯・口腔の健康づくりが道民の健康の維持向上に果たす役割の重要性にかんがみ、北海道における歯・口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、並びに道の責務及び教育関係者、保健医療福祉関係者、道民その他の者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本的な事項を定めることにより、道民の生涯を通じた歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって道民の健康の増進に寄与することを目的とする。
04	宮城県歯と口腔の健 康づくり推進条例	第1条 この条例は、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、県の責務、県民の役割等を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項等を定めることにより、県民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。
08	茨城県歯と口腔の健 康づくり8020·6424推 進条例	第1条 この条例は、歯と口腔の健康づくりが県民の健康づくりに果たす役割の重要性にかんがみ、県民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関し、その基本理念を定め、県、保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者等の責務並びに市町村及び県民等の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりの推進に関する計画の策定等について定めることにより、80歳で20本以上の歯を保つこと及び64歳で24本以上の歯を保つことを目的とした8020・6424運動(以下「8020・6424運動」という。)の下、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が豊かな生活を送ることに寄与することを目的とする。
09	栃木県民の歯及び 口腔の健康づくり推 進条例	第1条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を、関連分野における多様な主体の自律性を重んじつつ、総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。
11	埼玉県歯科口腔保 健の推進に関する条 例	第1条 この条例は、口腔の健康づくりが県民の健康の維持及び増進等に果たす役割の重要性に鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律(平成二十三年法律第九十五号。第六条第二項において「法」という。)に基づき、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することを目的とする。
12	千葉県歯・口腔の健 康づくり推進条例	第1条 この条例は、県民の歯・口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、県、歯科医師等の責務及び教育関係者、保健医療福祉関係者、県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。
14	神奈川県歯及び口 腔の健康づくり推進 条例	第1条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりが、生活習慣病の予防その他の全身の健康の保持増進に重要な役割を果たすことに鑑み、歯及び口睦の健康づくりについて、基本理念を定め、並びに県民、県、歯科医師等の責務並びに教育関係者等、医療保険者及び事業者の役割を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の基本的となる事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

# 各都道府県の歯の健康に関する条例における目的及び理念一覧

	条例	目的
15	新潟県歯科保健推 進条例	第1条 この条例は、歯・口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病対策をはじめとする県民の健康づくりに果たす役割の重要性にかんがみ、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進することにより、他の疾患に比べて高い県民の歯科疾患の有病率の低下及び県民の歯・口腔の健康に関する格差の解消を図り、もって県民の健康づくりに寄与し、県民の健康水準を向上させることを目的とする。
20	長野県歯科保健推 進条例	第1条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりが県民の健康の保持増進に果たす役割の重要性にかんがみ、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進することにより、県民の健康の保持増進及び生活の質の向上を図り、もって健康に長寿を享受できる社会の実現に寄与することを目的とする。
21	岐阜県民の歯・口腔 の健康づくり条例	第1条 この条例は、歯及び歯周組織の健康を含めた口腔の健康を保持及び増進し、並びにその機能を維持すること(以下「歯・口腔の健康づくり」という。)が、県民の質の高い生活を確保し、かつ、県民の健康の保持及び増進に重要な役割を果たしていることにかんがみ、岐阜県における歯・口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯・口腔の健康づくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、生涯を通じた歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。
22	静岡県民の歯や口 の健康づくり条例	第1条 この条例は、歯や口の機能が全身の健康を維持増進するうえで重要な役割を果たしていることにかんがみ、本県の歯や口の健康づくりについての基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯や口の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定め、歯や口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって生涯にわたる県民の健康の増進に寄与することを目的とする。
32	島根県歯と口腔の健 康を守る8020推進条 例	第1条 この条例は、歯と口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病の予防、食育の推進等に果たす役割の重要性にかんがみ、80歳で20本以上の歯を保つことを目指した8020運動の意義を踏まえて、島根県における歯と口腔の健康づくりに関し基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって県民の健康の増進に寄与することを目的とする。
33	岡山県民の歯と口の 健康づくり条例	第1条 この条例は、歯と口の健康の保持及び増進が、生活の質の維持及び向上並びに健康及び長寿の享受に資するものであることに鑑み、県民の歯と口の健康づくりに関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び保健、医療、教育、福祉等に関係する者の役割を明らかにするとともに、県民の歯と口の健康づくりに関する基本的な施策を定めること等により、県民の歯と口の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康で豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。
34	広島県歯と口腔の健 康づくり推進条例	第1条 この条例は、歯及び口腔の健康を保持し、若しくは増進し、又はその機能を維持し、若しくは向上させる取組(以下「歯と口腔の健康づくり」という。)が、全身の健康を保持又は増進させるとともに、県民の健全な食生活の実践及び日常生活の円滑な営みに重要な役割を果たしていることに鑑み、県民の歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保健医療等関係者(保健、医療、社会福祉、労働衛生等に関する職務に従事する者をいう。以下同じ。)、教育関係者、事業者、保険者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第七項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。)、歯科医療機関及び県民の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項等を定め、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項等を定め、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に推進し、もって生涯にわたる県民の健康的な生活の実現に寄与することを目的とする。

# 各都道府県の歯の健康に関する条例における目的及び理念一覧

	条例	目的
38	愛媛県歯と口腔の健 康づくり推進条例	第1条 この条例は、歯及び口腔の健康を保持し、及び増進し、並びにその機能を維持すること(以下「歯と口腔の健康づくり」という。)に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保健医療関係者、教育関係者、社会福祉関係者、事業者、保険者(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第7項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。)及び県民の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の増進に寄与することを目的とする。
39	高知県歯と口の健康づくり条例	第1条 この条例は、高知県における歯と口の健康づくり(以下「歯と口の健康づくり」という。)について、基本理念を定め、県の責務及び関係者の役割を明らかにするとともに、歯と口の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康長寿に寄与
41	佐賀県笑顔とお口の 健康づくり推進条例	第1条 この条例は、歯と口腔(くう)の健康づくりが県民の健康の保持増進及び食育の推進に果たす役割の重要性にかんがみ、本県における歯と口腔(くう)の健康づくりに関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び歯科医療関係者、教育関係者、保健福祉関係者、県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の生涯にわたる歯と口腔(くう)の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって県民の健康の増進に寄与することを目的とする。
42	長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例	第1条 この条例は、歯・口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病の対策をはじめとする県民の全身の健康づくりに果たす役割の重要性にかんがみ、他県に比べ高い県民の歯科疾患の有病率の低下及び県内における歯・口腔の健康に関する地域間等の格差の是正を図るため、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関し、その基本理念を定め、県の責務及び市町、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、県民等の役割を明らかにし、並びに歯・口腔の健康づくりの推進に関する計画の策定について定めること等により、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康増進に寄与することを目的とする。
43	熊本県歯及び口腔 の健康づくり推進条 例	第1条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしていることにかんがみ、県民の歯及び口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び歯科医師等、保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者、食生活・食育関係者及び県民の役割等を明らかにするとともに、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。
45	宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例	第1条 この条例は、歯・口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしていることに鑑み、県民の歯・口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び保健、医療、福祉、教育等に関係する者等の役割を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定め、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進することにより、県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

# 各都

	条例	基本理念
01	北海道歯・口腔の健 康づくり8020推進条 例	第2条 歯・口腔の健康づくりは、すべての道民が、自6歯・口腔の健康の維持増進に努めるとともに、住み慣れた地域において生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを受けることができるよう、適切に推進されなければならない。
04	宮城県歯と口腔の健 康づくり推進条例	第2条 歯と口腔の健康づくりの推進は、歯と口腔の健康の維持が全身の健康を保持増進していく上で大きな役割を果たしているとの認識の下に、県民自6日常生活において歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、すべての県民が生涯にわたり必要な歯科検診、歯科保健指導、歯科相談等の口腔の健康に関するサービス(以下「口腔保健サービス」という。)及び歯科医療を円滑に受けられる環境を整備することを基本として行われなければならない。
08	茨城県歯と口腔の健 康づくり8020·6424推 進条例	第2条 歯と口腔の健康づくりは、県民が自らむし歯や歯周疾患等の予防及び口腔機能の向上に取り組むとともに、県内すべての地域において生涯を通じて必要な歯と口腔の保健医療サービスを受けることができる環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。
09	栃木県民の歯及び 口腔の健康づくり推 進条例	第2条 歯及び口腔の健康づくりは、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであって、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病その他の生活習慣病の予防等に資するものであることにかんがみ、県民自らの歯及び口腔の健康づくりのための努力を基礎として、すべての県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、良質かつ適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることのできる環境の整備が図られるようにすることを旨として、行われなければならない。
11	埼玉県歯科口腔保 健の推進に関する条 例	第2条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。  一 県民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。  二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に口腔の健康を確保することを推進すること。  三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。
12	千葉県歯・口腔の健 康づくり推進条例	第2条 歯・口腔の健康づくりは、その推進が子どもの健やかな成長及び糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防など県民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことにかんがみ、県民が日常生活において自ら歯・口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、県内すべての地域において生涯を通じて最適な歯・口腔の保健医療サービスを受けることができるよう環境整備を推進することを基本理念として行われなければならない。
14	神奈川県歯及び口 腔の健康づくり推進 条例	第3条 歯及び口腔の健康づくりは、県民自らがその意義を自覚して取り組むものであり、その施策は、県民が生涯にわたって歯及び口腔の健康づくりに取り組むことができる環境を整備し、保健、医療、福祉、教育、食育その他の関連施策との有機的な連携を図り、及び関係者の協力を得ることにより、県民の自主的な取組を促進することを旨として、推進されなければならない。

# 各都

	条例	基本理念
15	新潟県歯科保健推 進条例	第2条 歯・口腔の健康づくりは、県民が自らむし歯や歯周病等の歯・口腔疾患の予防に取り組むとともに、歯科疾患が重症化しやすく、かつ、口腔の機能に問題を抱えることが多い障害を有する者、介護を必要とする者等をはじめ、県民が適切な時期に必要な口腔保健サービスと医療を受けられるよう、生涯にわたり歯・口腔の健康を維持増進できる環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。
20	長野県歯科保健推 進条例	第2条 歯及び口腔の健康づくりに関する施策は、県民の生涯にわたる歯及び口腔の健康づくりに関する自主的な努力を促進し、適切な時期にその居住する地域にかかわらず等しく、歯科に関する保健医療サービスを受けることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。
21	岐阜県民の歯・口腔 の健康づくり条例	第2条 歯・口腔の健康づくりは、日常生活において歯科疾患を予防するとともに、歯科疾患を早期に発見し、治療することが重要であるとの認識の下に、生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する県民の自主的な努力を促進するとともに、すべての県民が必要な口腔保健医療サービスを受けることができる環境が整備されることを基本として行われなければならない。
22	静岡県民の歯やロ の健康づくり条例	第2条 歯や口の健康を保持するためには、日常生活において歯科疾患を予防するとともに、歯科疾患を早期に発見し、及び早期に治療することが重要であることから、歯や口の健康づくりに関する施策は、生涯にわたる歯や口の健康づくりに関する県民の自主的な努力を促進しつつ、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策との有機的な連携を図り、講ぜられなければならない。
32		第2条 歯と口腔の健康づくりは、障害者、介護を要する高齢者等すべての県民が生涯にわたり必要かつ良質な歯科保健医療サービスを等しく受けられるよう、適切に推進されなければならない。
33	岡山県民の歯と口の 健康づくり条例	第3条 県民の歯と口の健康づくりは、歯と口の健康の保持及び増進が、生活の質の維持及び向上並びに健康及び長寿の享受に資するものであるという基本的認識の下に、県民が生涯にわたり歯科保健行動をとることができるとともに、必要な歯科医療等を受けることができる環境の整備を基本として行われなければならない。
34	広島県歯と口腔の健 康づくり推進条例	第2条 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 一 県民一人ひとりが自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。 二 県内の全ての地域において、全ての県民が、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期において、適切かつ効果的な歯及び口腔の保健医療サービスを受けることができる環境の整備を推進すること。 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

# 各都

	条例	基本理念
38	康づくり推進条例	第2条 歯と口腔の健康づくりは、歯及び口腔の機能が全身の健康を保持し、及び増進する上で重要な役割を果たしているという認識の下に行われなければならない。 2 歯と口腔の健康づくりは、生涯にわたる県民の日常生活における歯及び口腔の疾患(以下'歯科疾患」という。)の予防に向けた取組並びに歯科疾患の早期発見及び早期治療が重要であるという認識の下に行われなければならない。 3 歯と口腔の健康づくりは、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔の状態及び歯科疾患の特性に応じて適切かつ効果的に行われなければならない。 4 歯と口腔の健康づくりは、保健医療、教育、社会福祉、労働衛生その他の分野における施策相互の連携が確保されるよう行われなければならない。
39	高知県歯と口の健康 づくり条例	第2条 歯と口の健康づくりは、すべての県民が生涯を通じて自ら取り組むとともに、 適切な時期に歯と口の保健サービス、医療等を受けることができる環境が整備される ことを基本理念として行われなければならない。
41		第2条 歯と口腔(くう)の健康づくりは、すべての県民が、自ら歯と口腔(くう)の健康の保持増進に努めるとともに、住み慣れた地域において生涯にわたり必要な歯科保健医療サービスを受けることができる環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。
42	長崎県歯・口腔の健 康づくり推進条例	第2条 歯・口腔の健康づくりは、すべての県民が生涯を通じて、自らむし歯、歯周疾患等の予防及び口腔機能の向上に取り組むとともに、適切な時期に必要な口腔ケア、医療等を受けることができる環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。
43	熊本県歯及び口腔 の健康づくり推進条 例	第3条 歯及び口腔の健康づくりは、すべての県民がその年齢又は心身の状況に応じた良質な歯及び口腔に係るサービスの提供を受けることができるようにすることを旨として、行われなければならない。
45	宮崎県歯・口腔の健 康づくり推進条例	第2条 歯・口腔の健康づくりは、すべての県民が自ら歯・口腔の健康づくりに努めるとともに、適切な時期に、また、その居住する地域にかかわらず等しく、生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを受けることができる環境が整備されることを基本として行われなければならない。